# 松原市立松原第二中学校　進路通信

# HOPE

No.４

令和７年５月９日

## 公益財団法人「交通遺児育英会」奨学生の募集

事業の目的：保護者等が道路における交通事故で死亡、または重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

（二中の HP）

応募資格：①令和8年度に高等学校または高等専門学校に進学を希望している生徒

②学力の基準はありません

③保護者の収入基準（家族数で異なりますが3人世帯の目安は）

・給与所得者　　780万円（源泉徴収票の支払金額）以下

・給与所得者以外　360万円（所得証明書の所得金額）以下

・遺族年金や傷害年金は考慮しません

④著しい後遺障害の程度

・身体障害者福祉法（身体障害者手帳）の第1級から第4級

・自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級

・精神保険および精神障害者福祉法（精神障害者手帳）の第1級から第3級

⑤一人の奨学生への貸与期間・貸与総額の上限は9年間または812万円

⑥高校奨学生としての総貸与期間は全日制で3年間（高等専門学校は5年間）

転学や再入学などの場合は、従来の高校での貸与期間の分が短縮されます

⑦補償金等の受取額は選考基準に関係ありません

⑧他の奨学金との併用可

出願期間：第1次募集　令和7年4月1日～令和7年8月31日

（中学校締め切り7月18日まで）

第2次募集　令和7年9月1日～令和8年1月31日（期限必着厳守）

（中学校締め切り1月16日まで）

奨学金及び入学一時金の額：奨学金の額（卒業まで変更できません）

月額2万円　3万円　4万円からの希望選択

入学一時金（1年生時限り、入学一時金だけの貸与はできません）

1回のみ　20万円　40万円　60万円からの希望選択

貸与期間:正規の最短修業年限の終期まで
返還方法:①奨学金及び入学一時金は貸与期間が終了してから6ヶ月据え置き、その後、
20年以内に月賦、半年賦、年賦などの方法で返還します。
②利息は無利子
提出書類:①奨学生願書
②保護者の所得に関する証明書
③戸籍謄本　④交通事故証明書
⑤奨学金受取口座の
「通帳」の「名義と口座番号」の部分の写し
⑥後遺障害の程度を証明する書類

問い合わせ先:公益財団法人
交通遺児育英会　奨学課
〒102－0093 東京都千代田区平河町
2-6-1
ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ　0120-521286
受付時間:9:00～17:30
(土・日・祝祭日・本会の休業日を除く)

## あしなが高校奨学金　高校奨学生予約募集

応募資格:次の条件にあてはまる生徒
保護者(父または母など)が病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が著しい障がい※を負っていて経済的な援助を必要としている子ども。
※次の障がい認定を受けている場合をいいます。
身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

募集期間:　令和7年9月1日から 12月15日(中学校締め切り 11月28日まで)
奨学金及び入学一時金の額:月額3万円(給付)
私立高校入学一時金30万円(送金は入学後、別途審査)
募集人数:1000人程度
返還方法:私立高校入学一時金は高校卒業の半年後から 20年以内に無利子で分割返済
提出書類:　・高校奨学生申請書
・戸籍謄本(家族全員記載のもの)
・所得証明書もしくは生活保護受給証明書(生活保護を受けている場合)
・保護者の障がいに関する証明書(保護者が障がいを負っている場合のみ)
問い合わせ先:一般財団法人　あしなが育英会　学生事業部　奨学課
〒102―8639　東京都千代田区平河町2-7-5　砂防会館4階
電話03-3221-0888

<u>応募資格に該当し、申し込みを希望する方は担任までご連絡下さい。</u>
※大阪府育英会奨学金の予約申し込みは9月中旬からです。